

(公財) 武蔵野文化事業団と (公財) 武蔵野生涯学習振興事業団合併後の
市所管の整理について

本市の財政援助出資団体である (公財) 武蔵野文化事業団及び (公財) 武蔵野生涯学習振興事業団につきましては、それぞれ市長部局の市民部市民活動推進課と教育委員会の教育部生涯学習スポーツ課が所管し、団体の指導・監督を行うとともに、それぞれの団体と密接な連携を図り、文化施策やスポーツ・生涯学習施策を推進しています。

現在、両事業団は令和 4 年 4 月の合併に向けた準備を進めているところですが、合併後の団体の市所管の整理について、以下のとおり検討を進めてきたため、これまでの検討状況等の報告をいたします。

記

1 市所管の整理に関する検討内容

【案 1：所管を市民部市民活動推進課とする】

※指定管理施設の所管部課は変更しないものとする。

メリット

- ・市長部局の所管とすることで、市長部局と教育委員会に関わる施策について連携を図りつつ、総合的なガバナンスを効かせていくことができる。
- ・市長部局において、平成 30 年度に「武蔵野市文化振興基本方針」を策定し、各分野と連携した広い視点で、市としての一体的な文化振興の方向性を示しており、市長部局が合併後の団体を総括的に所管することは、この方針に合致するものとする。

デメリット

- ・スポーツ施設や図書館の指定管理の所管は教育部のままとなるため、市長部局を超えて連携を担保する仕組みが必要となる。
- ・図書館や生涯学習は、学校教育の補完性の観点などから教育委員会が所管すべき分野であると考えられるが、それを担う団体を直接市長部局が指導、監督することになるため、学校教育の観点等に留意する必要がある。

【案 2：所管を教育部生涯学習スポーツ課とする】

※指定管理施設の所管部課は変更しないものとする。

メリット

- ・教育委員会の所管とすることで、図書館や生涯学習などについて、学校教育との補完性を担保しつつ指導、監督を行っていくことができる。
- ・合併後の団体は生涯学習振興事業団への吸収合併とされる方向で進んでおり、団体との関係性において、よりスムーズな対応を行うことができると考えられる。

デメリット

- ・教育委員会の所管とすることで、市長部局と連携した総合的なガバナンスを効かせることが難しくなる可能性がある。
- ・教育委員会において、市長部局を含めて総合調整する連携会議を機能させることは難しいと考えられる。
- ・市長部局において、平成 30 年度に「武蔵野市文化振興基本方針」を策定し、各分野と連携した広い視点で、市としての一体的な文化振興の方向性を示したこととの整合性がとれなくなる。

2 団体合併後の市所管の整理について（案）

以上の経緯を踏まえ、以下のとおり市所管について整理する。

- ・合併後の団体所管を市民部市民活動推進課とする方向で検討する。
- ・指定管理施設の所管は、文化施設と自然の村は市長部局で、スポーツ施設や図書館は教育委員会となるため、部局を超えて連携を担保する仕組みが必要となる。そのため、連携会議を設置し、総合政策部企画調整課も構成員として参加する仕組みを構築する。

<参考>

平成 19 年の地方教育行政法の改正に伴い、条例で定めることにより、スポーツに関する事務を市長部局が管理執行できることとなったことから、スポーツについては、市長部局が担う市町村が増えている状況もある。しかし、スポーツ等の事務分掌については、ある程度大規模な市役所内組織の機構改革を伴う議論となることが想定されるため、団体合併後、第六期長期計画・調整計画の策定時（令和 4～5 年度）などに改めて検討する。